

京都市告示第217号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年6月23日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	御陵水0125号	西京区御陵荒木町22番地地先 同町22番地地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	久世水0010号	南区久世築山町374番地の4地先 同町374番地の4地先	
2	西野山水0093号	山科区勸修寺冷尻19番地の2地先 同町19番地の2地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	川島水0047号	西京区川島権田町37番地の12地先 同町37番地の12地先	
2	小栗栖水0037号	伏見区小栗栖中山田町65番地地先 同町65番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)